

《県内の保育士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ》

# 福島県保育士修学資金 特別貸付事業のご案内

この制度は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により、保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、入学前に支払うべき経費の一部を貸し付ける制度です。

## 貸付内容

貸付額は、50万円以内

(学費相当分)	30万円以内)
(入学準備金)	20万円以内)

## 【貸付対象者】

貸付対象者は、福島県内の保育士養成施設に推薦選考により進学し、卒業後、県内において、保育士として業務に従事しようとする者であって、次のすべての要件を満たす方です。

- ①生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ②県内の保育士養成施設の推薦選考を受験し、合格した方。
- ③所定の期日までに入学手続きを完了する見込みの方。
- ④保育士養成施設に入学後、「保育士修学資金貸付」を申請し、第1回目の資金交付後、本事業による貸付金の返還を確約する方。

※ 在学する高等学校の推薦が必要です。

※ 連帯保証人1名を立てていただきます。

【募集人数】 10名

【申請期日】 令和4年1月31日（月）

## 【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

※「県民の皆様」の「1-2-D 保育士修学資金貸付の案内」



# 『参考』



## 保育士修学資金貸付とは

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

### 貸付内容

- ①学費等について、修学期間2年の場合 月額5万円以内
- ②さらに必要に応じて、**入学準備金20万円以内**  
**就職準備金20万円以内**
- ③修学期間中及び保育施設等に就労中の貸付利息は、**全額無利子**

- ①貸付金は、**福島県内で定められた期間**  
**保育士として働けば全額免除**

※免除には一定の要件があります。

- ②貸付金は、**貸し付け条件を守らない場合**  
**一括返還となります。**

